

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害にかかる留学生住宅総合補償の特例措置について

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により、留学生住宅総合補償の継続手続等が困難となっている外国人留学生、協力校及び連帯保証人の負担軽減を図るため、以下の特例措置を実施します。

1. 特例措置適用対象者

本災害にかかる災害救助法の適用地域に在住または在籍する学校がある外国人留学生とします。

(地域の詳細 : https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

2. 特例措置の内容

(1) 既加入者の継続手続の猶予

特例措置適用対象者から申出があった場合、災害救助法の適用日から 2 か月後の末日である令和 8 年 11 月 30 日までの間、継続手続を猶予できるものとし、猶予期間中に継続手続を行った場合は、それまでの期間について補償期間が継続していたものと見なします。

(2) 保証人補償基金の支払対象期間の拡大

特例措置適用対象者から申出があった場合、災害救助法の適用日から 2 か月後の末日である令和 8 年 11 月 30 日まで補償期間を延長し、この期間内に解約・明け渡しが行われた場合は、保証人補償基金の支払対象とします。

※災害救助法が適用された全地域で令和 8 年 11 月 30 日までの猶予期間となります。

3. 本件照会先

学生支援部 学生保険課 留学生支援係
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
TEL : 03-5454-5275
Mail : rhosho@jees.or.jp